

令和元年12月23日  
島根県健康福祉部障がい福祉課  
担当：松本、柳井  
電話：0852-22-5723

## 平成30年度における障がい者虐待の状況について

### 1. 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第20条に基づき、平成30年度の状況を公表する。

### 2. 集計の概要

区分	内容
対象者	障がい児・者
対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
集計方法	障がい者福祉施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

### 3. 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

#### （1）障がい者福祉施設従事者等による虐待

- ① 認定件数 8件（相談・通報届出件数 18件）  
【H29年度 4件（相談・通報届出件数 14件）】

##### <施設種別>

障害者支援施設 5件、共同生活援助（グループホーム） 1件、  
就労継続支援B型 1件、放課後等デイサービス 1件

##### <虐待を行った施設従事者等の職種>

管理者 1人、生活支援員 7人、児童指導員 3人

#### ② 対応状況

1件について、事実確認調査の上、児童福祉法第21条の5の24第1項第2号（人格尊重義務違反）に基づき、指定効力の全部停止6か月の処分を行った。

7件について、事実確認調査の上、県及び市町村は施設からの改善計画の報告を求め、指導を行った。

#### （2）養護者による虐待

- ① 認定件数 10件（相談・通報届出件数 34件）  
【H29年度 12件（相談・通報届出件数 34件）】

#### ② 概要

虐待を受けた障がい者の性別は男性4人、女性6人。年齢は30～39歳及び50～59

歳がそれぞれ3人（各30%）と最も多く、障がい種別では知的障がい者が最も多く7人（47%）、次に精神障がい者が6人（40%）、身体障がい者が2人（13%）であった。

虐待の種別は身体的虐待7件（39%）、心理的虐待6件（33%）、経済的虐待5件（28%）であった。

虐待を行った者は、その他（叔父等）が3人、夫及び息子がそれぞれ2人、父、母、妻、娘、兄弟姉妹、祖父がそれぞれ1人であった。

### ③ 対応状況

市町村において、養護者に対する指導・助言や、障がい福祉サービスの利用等による分離を行うなどにより、再発防止に向けた取組みが行われた。

## 4. 虐待防止の取り組み

平成24年10月の法施行以降、虐待の未然防止及び早期発見や、迅速かつ適切に対応する体制の構築に向けた取組みを行っている。

- （1）法の趣旨等の定着を図るため、県民広報等の普及啓発の推進
- （2）障がい福祉施設・事業所等に対する適切な指導や従事者を対象にした研修の実施
- （3）市町村を支援する権利擁護相談窓口の設置、専門職チームの派遣
- （4）障がいに関する正しい知識の普及

## 5. 全国の状況

全国における平成30年度障がい者虐待の状況については、12月20日付けで厚生労働省から公表された。